

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年10月11日(2012.10.11)

【公表番号】特表2011-500233(P2011-500233A)

【公表日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-001

【出願番号】特願2010-530295(P2010-530295)

【国際特許分類】

B 26B 19/38 (2006.01)

B 26B 19/48 (2006.01)

【F I】

B 26B 19/38 Z

B 26B 19/48 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年8月24日(2012.8.24)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

前述したスナップ式接続具の好ましい実現化において、ラッチ要素は、互いの背部に往復係合し得る隆起部を備える。隆起部が互いの背部に係合する状態は、連結状態であり、これは隆起部が互いを通過して摺動した際に、解除即ち放置され得る。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0040

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0040】

これに関連して、図4に、スライダ20上のラッチ要素23の中央を通る断面を示す。ラッチ要素は、詳細には、2つの隆起部24a、24bを含み、これらの隆起部は、高い水準のフランジの末端部上に配置され、円弧形状に軸Aの回りに径方向外側へ延びる。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0041

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0041】

図5に、中間要素30(そこからブレードカートリッジが分離した)上のラッチ要素33の斜視図を示し、図6に、これらのラッチ要素33を通る中央断面を示す。ラッチ要素33が、軸Aの回りに円弧内に延び、径方向内側に向いている2つの隆起部34a及び34bを備えることは明らかである。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0042

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0042】

最後に、図7に、スライダ20と中間要素30との間の接続された連結具の中央を通る断面を示す。この図から、スライダのラッチ要素上の外側に向いた隆起部24a、24bと、中間要素30上のラッチ要素の径方向内側に向いた隆起部34a、34bとが、背部で確実な嵌合にて係合して、スライダ20上の中間要素のための規定位置を提供することは明らかである。スライダ上の隆起部24a、24bの内側径方向ばね、又は中間要素30上の隆起部34a、34bの外側径方向ばねにより、それらの隆起部は互いを通過して摺動して、ラッチ式又はスナップ式機構の原理により、連結接続を形成し、又はその接続を解除する。所要ばね力の適切な設計（隆起部の厚さ、材料の対形成、隆起部が上部に形成される環の強度等により調整可能）は、このようにして、連結具が通常の稼働中に閉鎖するが（ブレードカートリッジが皮膚に対して押圧される一般的な静的力は10N未満であり、約1～4Nの可能性がより高く、特に約2Nである）、通常の高さから落下した際に開放するよう連結具の強度を所望の範囲に調整することができる。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0043

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0043】

連結具の隆起部24a、24b、34a、34bの軸Aの回りの円の通路は積極的な効果を有し、その形状のため、原則として連結具はスライダ20と中間要素30との間で軸Aの回りに相対的に回転し得る。軸Aの回りのトルクは、衝撃がブレードカートリッジ上又は中間要素30上に側部から来た際に生じるが、スライダ20及び/又は中間要素30上の摺動表面が動作を開始する。軸Aに傾いたスライダ20上の摺動表面25a及び25bは、図4に見ることができる。軸Aに傾いた対応する中間要素30上の摺動表面35a及び35bは、図6に見ることができる。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0044

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0044】

連結具（図7）が接続された状態では、摺動表面24aと34a及び24bと34bは、互いの頂部に存在する。次に、軸Aの回りに回転運動が生じた場合、摺動表面対がスクリュー作用を発生し、中間要素30が軸方向にスライダ20から離れて押されて（軸Aに関して）、隆起部の連結が開放する。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

体毛除去装置（100）であって、

a) 前記体毛除去装置（100）の総重量の主要部分を含む主装置要素（10、20）と、

b) 連結具（23、33）により前記主装置要素（10、20）に着脱可能に接続された別個の要素（30、40）と、を備え、

前記連結具（23、33）は、前記別個の要素（30、40）上に作用する力が予め決定された力を超えた際に、前記別個の要素（30、40）が前記主装置要素（10、20

)から分離するよう設計され、前記分離は前記力の少なくとも1つの作用方向に対して生じ、

前記別個の要素(30、40)が、交換可能なブレードカートリッジ(40)を備え、
前記主装置要素(10、20)が、電動モータ、充電式電池、電池、シェービングホイ
ルかみそり又は長髪用のトリマー(11)の少なくとも一つを備え、

前記連結具(23、33)が、前記主装置要素(10、20)と前記別個の要素(30
、40)との間の相対的な回転により開放するよう設計されている、体毛除去装置。

【請求項2】

前記主装置要素(10、20)が、基部本体(10)と、前記基部本体に取り付けられた可動スライダ(20)とを有し、前記スライダ(20)と前記別個の要素(30、40)との間に前記連結具(23、33)が設けられていることを特徴とする、請求項1に記載の体毛除去装置(100)。

【請求項3】

前記スライダ(20)の一位置において、前記基部本体(10)が少なくとも部分的に前記別個の要素(30、40)を覆うことを特徴とする、請求項2に記載の体毛除去装置(100)。

【請求項4】

前記連結具が、前記主装置要素(10、20)上のラッチ要素(23、33)と、前記別個の要素(30、40)上のラッチ要素(23、33)との間のスナップ式接続具として設計されていることを特徴とする、請求項1～3の少なくとも一項に記載の体毛除去装置(100)。

【請求項5】

前記ラッチ要素(23、33)が、互いの背部に往復係合し得る隆起部(24a、24
b、34a、34b)を備えることを特徴とする、請求項4に記載の体毛除去装置(10
0)。

【請求項6】

前記ラッチ要素(23、33)が、回転軸(A)を中心とする円に沿って少なくとも部分的に互いに把持することを特徴とする、請求項4又は5に記載の体毛除去装置(100)。

【請求項7】

前記ラッチ要素(23、33)が、前記回転軸(A)に傾いた摺動表面(25a、25
b、35a、35b)を有し、前記摺動表面は、前記ラッチ要素が回転軸を中心に回転した際に、前記ラッチ要素を軸方向に押して互いに離すことを特徴とする、請求項6に記載の体毛除去装置(100)。

【請求項8】

前記予め決定された力が、前記体毛除去装置の使用中に使用者が前記別個の要素を皮膚に対して押す際に付与される通常の力よりも大きい、請求項1～7のいずれか一項に記載の体毛除去装置(100)。

【請求項9】

前記主装置要素(10、20)及び/又は前記別個の要素(30、40)が、ばね要素(90)を有し、前記ばね要素は、前記別個の要素(30、40)が連結位置にある際に負荷状態にあり、それによりばね張力が前記主装置要素(10、20)と前記別個の要素(30、40)との間に付与されている、請求項1～8のいずれか一項に記載の体毛除去装置(100)。